

令和2年第7回府中町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 令和2年10月16日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和2年10月16日(金)

4. 出席議員(18名)

議長	益田芳子君	副議長	児玉利典君
1番	川上翔一郎君	2番	宮本彰君
3番	西山優君	4番	狩野雄二君
5番	坂田栄一君	6番	田中伸武君
7番	山口晃司君	8番	二見伸吾君
9番	梶川三樹夫君	10番	西友幸君
11番	寺尾光司君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	14番	齋藤昇君
16番	橋井肇君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 町長報告

・報告第21号 専決処分の報告について

4 第59号議案 令和2年度府中町一般会計補正予算(第6号)

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	末平顕雄君

教 育 長	高 杉 良 知 君
総 務 企 画 部 長	増 田 康 洋 君
財 務 部 長	胡 子 幸 穂 君
福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	金 光 一 隆 君
建 設 部 長	井 上 貴 文 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
総務企画部次長兼総務課長	森 本 雅 生 君
財 政 課 長	中 本 孝 弘 君
健 康 推 進 課 長	塩 月 久 美 子 君
下 水 道 課 長	原 田 司 君
区 画 整 理 課 長	岡 村 紀 行 君
社 会 教 育 課 長	山 本 進 一 君

~~~~~○~~~~~

#### 8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和2年第7回府中町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、7番、山口議員、8番、二見議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないようでございますので、本臨時会の会期は、本日1日のみと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に、日程第3、町長報告を行います。

報告第21号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 改めて、おはようございます。では、報告いたします。

報告第21号 令和2年10月16日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年9月18日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は建設部長が行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

報告第21号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

今回の専決処分の報告については、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第5項に規定する議会の議決を経て、締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額、もしくは減額が当該請負代金額の10分の2を超えない変更契約を締結することに該当することから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名は、街区整備工事R1-1、工事場所は、府中町向洋駅周辺土地区画整理事業区域内でございます。請負金額は、変更前が9,625万円、変更後が1億1,546万9,200円で、1,921万9,200円の増額でございます。

請負人の住所・氏名は、安芸郡府中町本町一丁目12番21号、株式会社中村基礎府中営業所でございます。

今回の変更理由は、区画整理事業区域内における街区整備を行うに当たり、広島市との行政界にある直径1,500ミリメートル、土被り約5メートルの既設雨水管の撤去工事を行うため掘削を行った際、当初埋設が確認できなかった地中擁壁延長約40メートルの埋設が確認されたため、コンクリート構造物の取壊し及び産業廃棄物としての処理を追加したものでございます。あわせて、土留め及び止水目的で設置した仮設工や工事竣工に伴う数量変更を行ったものでございます。

変更前の契約金額について議会の議決を得た日は、令和元年9月6日、専決処分年月日は令和2年9月18日でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

○議長（益田芳子君） 6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） すみません、6番、田中です。

40メートルの壁が最初見つからなかったというたら、かなりな大きなものが見つからなかったみたいですけど、これはもともとなんじゃったんですか。ほいで、場所はどこですか。

○議長（益田芳子君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（岡村紀行君） 区画整理課長です。

出てきた擁壁は、撤去しようとしていた直径1.5メートルの雨水管の横に連続してありました。広島市に再確認したところ、30年前にこの雨水管を広島市が設置したのですが、それよりもさらに前に設置した水路の側壁の可能性があるとのことでしたので撤去をしております。

すみません、場所は撤去をした雨水管の横に並行してありました。

場所というのは、向洋駅の区画整理区域内で広島市との行政界にある道路の中です。南側です。行武医院があるところの前の道路です。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4、第59号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第59号議案 令和2年10月16日提出。

令和2年度府中町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度府中町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,768万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億3,338万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

第59号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第6号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5 ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1,479万6,000円の増額補正です。

新型コロナウイルス感染症の拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活の支援に資する事業が対象となります。衛生費及び教育費に所要の事業費を計上しています。補助率は10分の10です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、1,288万4,000円の増額補正です。

6 ページは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 諸費、過誤納還付金事業、過誤納還付金は、1,288万4,000円の増額補正です。

町内の法人において、国税の更正により外国税額控除額が増加し、町民税の外国税額控除が発生したため増額をするものです。

外国税額控除について御説明をします。

国内の法人が外国において所得がある場合、それに対し、その国の法人税に相当する税金が課税されます。

一方、国内の法人は、日本においては、日本国内のみならず全世界の所得に対して法人税が課税されるため、国際的な二重課税が発生することになります。これを調整するものが外国税額控除です。

控除は国税の法人税から行い、法人税で控除しきれない額があるときは地方法人税から、さらに控除しきれない額があるときは道府県民税法人税割から、さらに控除しきれない額があるときは市町村民税法人税割の順に控除をしていきます。

このたび、町内法人1社から更正の請求があり、海田税務署、広島県西部県税事務所、当該法人の他の事業所がある他自治体の資料を確認し、還付額が確定したため必要な額を補正計上するものです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、任意予防接種助成事業は、1,393万8,000円の増額補正です。この冬、新型コロナウイルスと同一の時期に流行が懸念されているインフルエンザについて、感染リスクの高い妊婦及び乳幼

児から小学校2年生までの児童を対象として、インフルエンザ予防接種の費用助成を行うことで接種の勧奨を図り、重症患者を減らすことにより医療機関の負担軽減を図ります。

対象者のうち、妊婦は1回の助成、乳幼児から小学校2年生までの児童は2回まで助成を行います。1回の接種については2,000円を助成します。

町内の医療機関での接種については、各種予防接種委託料1,112万9,000円、町外の医療機関での接種等、償還払いについては、予防接種費用助成金244万3,000円をそれぞれ増額補正しています。また、制度周知用の通信運搬費を合わせて計上しています。

特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

款 教育費、項 社会教育費、目 図書館費、図書館活動事業は、85万8,000円の増額補正です。

図書館の本は不特定多数の利用者が触れるものであり、府中町立図書館では開館当初より、本の除菌機をカウンター横に設置し、貸し出した本を持ち帰る前に希望者が除菌をしていましたが、その除菌機が経年により不具合が発生しています。

今後、冬季に向け、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の流行も予想されることから、業務用備品として図書館用除菌機1台、85万8,000円を計上するものです。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

5ページと6ページの歳入歳出について一括で質疑ございますか。

9番、梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） インフルエンザの予防接種の助成金のことですけれども、妊婦が1回で乳児から2年生までが2回と、それで2,000円というのを言われましたけれども、これは何割ぐらいに、全額じゃないと思うんですけれども、何割ぐらいに相当するのか。

それと、何人分を予定しているのかということです。

以上、質問です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

対象者数なんですけれども、6カ月から小学2年生のお子様については、682人を対象としております。妊婦につきましては330人なんですけれども、これは春に妊婦特別定額給付金対象者数というので330人ということで対象者数にしておりますので、それを参考にしております。

あと、金額は病院によって子どもさんにつきましては2,500円から4,000円というふうの実費負担額がありますが、2,000円を差し引いた残りをお支払いいただくようになります。

以上です。

○議長（益田芳子君） 10番、西議員。

○10番（西友幸君） 関連で、65歳以上の老人の方はまだ割引がありますよね、1,000円ほど。3,000円割引なるということ、65歳以上は。

○議長（益田芳子君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

65歳以上の方につきましては、割引といたしましたら5,150円のところを1,500円で今までは接種していただいていたんですけれども、今年に限っては1,000円の自己負担でインフルエンザの予防接種を受けていただくことになっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 図書館費のところ、除菌機を買い換えたという説明があったんですけど、これやはり今回買い換えたその製品というのはコロナにも対応したような、そういう今までとは違うバージョンアップいうんですかね、そういうもんなんですか。もしよければ具体的に教えていただけますか。

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

現在、除菌機もそうなのですが、今回購入する除菌機につきましては、除菌する時間が短縮、今は45秒かかっていたのが30秒になります。利用する冊数が3冊から4冊が今の現状の機器なのですが、これが6冊と機能が上がります。そして短時間の清掃ができるようになるということで、さらに除菌とか消臭の抗菌などが増していきますので、感染、新型コロナウイルス感染症とかインフルエンザの感染対策にはさらにいいものとなっていくと考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

7番、山口議員。

○7番（山口晃司君） インフルエンザの予防接種の件なのですが、例えばなんですけど、6月かな、議員のほうで議員報酬をコロナ対策に使ってくださいということで削減しまして、例えばそれをインフルエンザに使ったらあと一人1,000円ぐらいは安くできるのかなとかいう思いもあるんですが、例えば議会のほうで削減した報酬、それをこういった形で使おうとされているとかという計画とかそういうようなものがあったら教えていただけたらなと思います。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 現在、御質問ありました議員報酬を縮減した充当先についてのほう、理事者側としてどこに充当するという点については検討をしております。無論、意見はありましたが、議会のほうからこれに充当するという御意見も頂いておりませんので、町の理事者側として措置をしていくということにさせていただいておりますし、コロナ関係については一定のルールで国庫費の臨時交付金が当たりますので、まずはそこを活用するというのがよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

16番、橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番、橋井です。

インフルエンザの助成の件なのですが、小学校2年生までというふうにおっしゃったと思うんですが、これは国の指示なのかなと思うんですが、近隣の海田町、熊野町、坂町は18歳まで助成するというふう聞いておるんですが、坂町なんかは全額助成

するというふうになっておりますが、なぜ府中町だけ小2で終わってるんでしょうか、できれば18歳まで検討していただければと思います。お願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

ただいまの質問、近隣の市町は18歳までしているけど、府中町はどうして2年生までかということなんですけれども、厚生労働省のコロナウイルス感染症対策推進本部からの通知において、日本感染症学会の助言を受けて接種が強く推奨されるとするハイリスクな対象として子どもについては生後6カ月から小学校2年生までという通知を受けました。その通知を受けまして、町としましては小学校2年生と設定させていただきました。同じく妊婦においても、同じようなハイリスクな対象というふうにされております。今回の助成を通じて、今回はコロナウイルスとインフルエンザの同時流行時期に備えて医療機関の負担軽減を図っていきたいと考えておりますので、特にハイリスクとされているところに手厚く2,000円助成という形で設定させていただいたというのが経緯でございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございませんか。

16番、橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 府中町は18歳までというのは難しいということですか。ほかの安芸郡のほうではみんな18歳までというふうに聞いておるんですが、なかなか検討するのは難しいことでしょうか。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 今回の手当では、インフルエンザとコロナと同時に感染して、それが拡大することによって日本の医療機関、医療制度についての非常な危機感があるということで、それを回避するためにこういうことが適切でないだろうかという勧奨を国から頂いた、それが小学校2年生までであります。あとの自治体で高校3年生までのとこだけ御紹介していますが、全然助成しない近隣の大きな市もありますけど、そこは触れずにその安芸郡3町のことをおっしゃられましたけど、1町がやられてどどどとひっついて、あと最終的にそういうふうな判断したんでしょう。それは別の観

点ですよ。インフルエンザのそういう状況の中での受験、そこを応援するとかいう観点かなというふうに思いますけど、本来の姿というのはやはり国からの、感染学会からの高リスクだということだと思えます。

それでもう一点、インフルエンザの助成については、定期予防接種の対象者は65歳以上です。その他の方は定期予防接種から対象ではないんです。それをあえて、今回コロナ禍の関係で高リスク、今申し上げました高リスクで感染が拡大する、それに取りついて医療機関が非常に逼迫する可能性がある、それに手を打つということでこの制度を設定したというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。

初めての質問ということですが、新型コロナ対策ということでいろいろ新たな事業ということで大変御苦労されているふう感じております。私も初めての質問なんですが、この新型コロナウイルスの感染対応の地方創生臨時交付金というものについてももう少し詳しく説明いただきたいのかなというふうに思います。

1次補正、2次補正でそれぞれ全国の都道府県市町村のほうへ交付金を交付されて感染症対策に取り組む、経済対策に取り組むということの趣旨だとは思いますが、今回これ2次補正の対応になるのかなということだと思えますし、事業計画というのがもう出されているのかどうか、それとか府中町の交付限度額、今後新たな事業が起こってくるのかどうかというのを、その内容について若干もう少し説明をいただきたいというふうに思います。上限額とか事業計画、ほかにどういうことを予定されているのかというのを知りたいということです。

それと2つ目が、歳出のほうの過誤納還付金事業についてでございます。

これ差し替えで追加されたということですが、追加した理由、なぜ今補正をしなければならないかというのをちょっと説明をいただきたいということと、町内の法人に対する還付金ということですが、これは何年度分に対する還付なんかというのを教えていただきたいということです。

○議長（益田芳子君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（中本孝弘君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、ちょっと簡単に概要ということで改めて御説明させていただきますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため創設された交付金となっております。

対象事業としましては、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復などに資する事業でございました。国の第1次補正予算により1兆円が措置されることとなり、府中町の交付上限額は1億2,036万1,000円でした。国の要綱により、人口ですとか、コロナウイルス特定警戒都道府県・市町かどうか、保健所設置市町かどうか、それと内閣総理大臣が定める乗率、財政力指数などによる補正により各市町に配分上限額が決定されております。

さらに、6月になりまして、国の第二次補正により地域の実情に応じた様々な感染症対策、取組を支援するとともに、新しい生活様式などへの対応を図る観点から、2兆円の増額により交付金の拡充が措置されました。交付対象事業の基本的な考え方は、第1次分から変更はなく、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に資する事業が対象となっております。国の施策ではカバーしきれない各自治体による判断で、地域の実情に応じた取組に充当できるものとされております。この第2次分の府中町の交付上限額としましては、3億235万5,000円でしたので、第1次分の上限額と合わせ、府中町の交付上限額としましては現在4億2,271万6,000円となっております。

これが9月補正までの状況ということでありまして、実施計画のほうも9月に提出しているところですが、今からまた11月に変更用の計画を出す予定となっております。また、年度末には生産に関する事業計画を提出するということになっております。

現在の府中町の交付金に対する充当状況としましては、9月の補正予算までの時点で対象事業の予算ベースなんですが、5億8,834万7,000円で、今回の10月補正分を加えますと、6億314万3,000円となっております。そのうちの充当額としましては10月補正分を承認いただければ4億4,993万1,000円となりまして、府中町の交付上限額を2,721万5,000円上回るという状況となっております。

新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の現段階での概要については以上です。
よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

還付の年度については、財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 過誤納還付金のことについて、補足して御説明をいたします。

まず、最初の御質問です。差し替えまでしてなぜこんなに急いだのかということなんですけれども、実はこの過誤納還付金、更正の請求自体は6月に出されたものでして、現時点で1万8,000円ほどなんですけれども、還付加算金が発生しております。これ12月議会まで仮に待ったとすると、その還付加算金が3万円程度増額してしまうということで、この10月議会の機会に補正をいたしまして、なるべく早く還付をしたいというのが今回差し替えをさせていただいた理由でございます。

この事業年度なんですけれども、平成28年度と平成27年度の事業年度分ということで、合わせて1,200万円余りとなっております。

なぜこんなに時間がかかったかということなんですけれども、国税の還付額が確定し、県税が確定しということで、県のほうからこういう形で国税の更正が決定しましたという通知が来たのが8月末で、それから確認の作業に入っておりますので、どうしても相応の時間がかかってしまったということでございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 新しい方もかなりいらっしゃるんで、例えば家賃保証、コロナで休業された方の、3分の2相当が出ますよね、これいつまで続けられるんですかね。

それと、企業及び個人企業において12カ月のうち1カ月・・・

○議長（益田芳子君） 10番、西議員、ただいまの発言は議題外になっておりますので。議案に関する質問をお願いします。

答弁をお願いします。

財務部長。

（発言する者あり）

○議長（益田芳子君） 西議員ちょっと待ってください。答弁を先にします。

(発言する者あり)

○議長（益田芳子君） 財務部長を指名しておりますので、答弁を先にさせていただきます。

答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

すみません。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に家賃保証というのは対象に入っておりません。国の別の施策になります。

以上です。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） コロナ対応についての国とか地方公共団体の施策は、国が直接事業をやっているものと、それから地方を通じてやっている、例えば特例給付金ありましたね、1人10万円、これ国の制度ですよ。府中町から一銭も出さない。でも、市町村の予算を通じてやりましょうというんで補助金が入ってます。このコロナ交付金というのは、特に国の施策とは別に地域の実情に応じた施策をやってくださいという分ですから、今冒頭で御説明あったのは国の事業ですから、町の予算も通ってませんし、直接国がやっている事業だということですから、今回の補正予算の質疑には関係ないというふうに理解してください。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 町としてやっとするものもありますよね。町として企業なんかに。

○議長（益田芳子君） 西議員、ただいまの発言でございますけれども、議題外にわたっておりますので、議案に関する質疑をお願いいたします。再度お願いいたします。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので、これをもちまして令和2年第7回府中町議会臨時会を閉会をいたします。

御苦労さまでございました。

（閉会 午前10時08分）